



講演会（文化庁平澤調査官）

講演会

「文化財庭園保護の考え方」

文化庁文化財第二課 主任文化財調査官

平澤 毅

改めまして文化庁の平澤でございます。

本日は、お配りいただいた資料に沿ってお話しさせていただきますけれども、その前に、東京都公園協会から発行されている『都市公園』という雑誌で、昨年、亀山先生の下で「東京の文化財庭園、魅力と価値の発信」という特集が企画されまして、私にもお声掛けくださって書かせていただきました「歴史的庭園の生きた保存と活用」という文章を参考資料

としてお配りいただいておりますので、ご紹介させていただきます。これはまた、後ほどお読みいただければと思いますが、その中で、冒頭に述べております「庭園は生き物である」ということなども含み置きながら、文化財庭園というものを幅広く捉えながら、お話ししたいと思っております。

さて、毎年ここでは、新しい情報と話題のご提供ということでお話をさせていたただいておりますけれども、本日は「文化財庭園保護の考え方」ということで、資料に掲げましたとおり、「日本における歴史的庭園保護の沿革」、「文化財庭園の範囲」、「名勝（名勝地）の指定・登録状況」、「文化財庭園に対する措置」、「指定地域の追加」、「広い視野からの文化財庭園保護」の六つの柱に沿ってお話しさせていただきます。最後に最近の動向などを補足したいと思います。

日本における歴史的庭園保護の沿革

まず、広く歴史的庭園の保護ということが日本においてどのように行われてきたかというところですが、先ほどご挨拶でもご紹介いたしました通り、皆さんが日頃大切にされておられる庭園を名勝に指定するという制度は、大正八年（一九一九）に制定・施行され

た史蹟名勝天然記念物保存法から始まり、現在は文化財保護法にその制度が引き継がれて一〇〇年ということになります。これもそもそものは明治六年（一八七三）の太政官布達第一六号による取組がその嚆矢と言えます。これは、これから近代国家において公園というものが必要なので、調査して、その候補地を知らせなさいということをお示ししたものです。これによって、旧大名庭園や城跡、社寺境内など、そういうものが公園として開設されていって、その中で歴史的庭園が残されてきたということが最初になるかと思えます。それが明確に「庭園」ということで取り組まれたのが、史蹟名勝天然記念物保存法からということになります。

本協議会は、そういう流れの中で、昭和三年（一九六〇）に設立され、先ほど亀山会長からもお話がございましたが、来年で六〇年を迎えるというほど、非常に長い期間にわたって発展してきているものです。それから、文化財庭園の関係ですと、文化財庭園保存技術者協議会が平成一四年（二〇〇二）に設立されております。これは、文化財保護法の中で、文化財を保存するために必要な技術を選定する制度（選定保存技術）がありますけれども、その「選定保存技術」のうちの「文化

財庭園保存技術」の保存団体として認定されているのが、文化財庭園保存技術者協議会です。それから、大正八年以来の指定制度に加えて、平成一六年（二〇〇四）の文化財保護法の改正で創設されました登録記念物制度においても文化財庭園の関係が対象となっております。

史蹟名勝天然記念物保存法で名勝の指定が始まったのは大正一一年（一九二二）で、三月八日に一一件が指定されました。その後、今日「庭園」としてご紹介させていただいているのがこのスライドの六件（現在の、史跡及び名勝常磐公園「茨城県」、史跡及び名勝平等院庭園「京都府」、名勝大沢池附名古曾滝跡「京都府」、特別名勝兼六園「石川県」、特別名勝岡山後楽園「岡山県」、特別名勝栗林公園「香川県」）です。これらの指定当初の説明を見ますと、常磐公園、兼六園（当初指定名称は「金澤公園」）、岡山後楽園（当初名称は「後楽園」で、明治時代に公開されたときに東京・小石川の「後楽園」に肖った公園の名称）、栗林公園の四つは、それぞれ所管の県が経営する公園であること、そして、その起源は大名庭園にあると述べられておりまして、今日の指定基準の名勝の一部が「公園、庭園」として、公園と庭園を併せて

取り上げていることと符合致します。すなわち、今日における文化財庭園保護の取組は、先ほどご紹介いたしました太政官布達第一六号に基づいて、明治の初めから明治の半ばにかけて、これらの広大な旧大名庭園が公園として開設され、存置された取組がひとつの重要な契機となり、史蹟名勝天然記念物保存法による名勝指定を経て、今日に受け継がれているというわけです。

文化財庭園の範囲

一方、今日、保護の対象とされている「文化財庭園」の範囲というところで、基本的には地上に伝世されている「現存庭園」を対象としてきたわけですが、特にこの半世紀余りの間に発掘調査によって発見された「発掘庭園」でありますとか、あるいは、例えば福井県福井市に所在する一乗谷朝倉氏遺跡という中世城館遺跡に残されている庭園遺構（特別名勝一乗谷朝倉氏庭園、最初、昭和五年に指定）のように庭園の形は残っているけれども遺跡化しているような「遺跡庭園」のほか、特に二〇世紀の終わりのころから近代に属する文化財の保護ということが検討され、庭園の分野でもこの二〇年程の間に「近代庭園」に対する取組が活発化して来しました。

それから個別の庭園に関しましては、古い指定ですと石組などの造作や狭い意味での庭園の雰囲気がある部分だけが保護の対象として指定されているものがありますが、今般はその庭園がどのような成り立ちの中で造られてきたのかを踏まえながら、風致景観の構成としてある土地の全体を一体のものとして取り扱うことが定着して来ています。それから、一体を成している眺望でありますとか、さらには、関連する遺産との関わりなども視野に入れて、例えば旧大名系の庭園では城郭や墓所などを一体の文化遺産として捉える取組もあります。

それから、いわゆる庭園は不動産の文化財というように理解されていますが、先ほど会長からお話があった文化庁長官への要望書にも取り上げられました「お手入れ」など、庭園そのものが成り立っていくうえで欠くことができない無形の要素として極めて重要であると言わなければなりません。あるいは、そもそも日本の庭園は、自然現象の移ろいとともに観賞するということを大切な目的として作られていることを踏まえれば、観賞無き庭園は庭園ではないとすら言えるのではないかととも思われますので、そういう中で、所有者、技術者、それから来訪者、そういう人々との

繋がりでありませつか、そういう人々の存在や活動そのものも庭園の一部であると、そういう風に考えるべきではないかということがあります。

名勝（名勝地）の指定・登録状況

現在、文化財保護法に基づき指定されている名勝の総数が四一五件、一件の指定の中に複数の名勝地を含む場合がありますので、その指定の件数は必ずしも保護している名勝地もしくは庭園の数そのものを表していませんが、法律上の措置の件数としてはそういう数字があります。名勝の指定については、一般に、庭園を含む人文的名勝と、主として自然風景地を対象とする自然的名勝とに分けて紹介しておりますが、人文的名勝が二三七件で、そのうち庭園が二二六件を占めます。

四一五件のうち二二六件ですから、庭園は指定されている名勝の半数以上を占めています、謂わば、日本の名勝保護施策の枢要を成しているということになります。この二二六件のうち、先ほどお話しいたしました「遺跡庭園」、「発掘庭園」の類は二九件、「近代庭園」は四〇件が指定されています。特にこの「近代庭園」四〇件のうちの半数以上はこの二〇年のうちに指定されたものです。また、

いわゆる「登録記念物」について、現在一〇八件が登録をされておりありますが、一〇八件のうち九三件が名勝地の関係で、そのうちの六八件が庭園でありまして、記念物の登録制度においても庭園が重要な対象として取り組まれています。

文化財庭園に対する措置

私たちが文化財庭園の保護に取り組むときに講じる代表的な措置としては、「調査」、「計画」、「修理」の三つがあります。「修理」は、公開するにあたって必要な施設をつくることなども含んで、総称的に「保存整備」とも言います。

「調査」には、全国に、あるいは、或る地域にどのような庭園又は庭園遺構があるのかを把握するための「所在調査」と、それぞれの庭園の内容や特徴を把握し、さらには保存整備の方針や方法などを見定めるための「個別調査」とがあります。

「所在調査」には、最近のものですと、文化庁が都道府県教育委員会を通じて全国の地方公共団体に照会した結果をまとめた『近代庭園・公園等に関する調査研究報告書』（平成二四年三月）や『名勝に関する総合調査――全国的な調査（所在調査）の結果――報告

書』（平成二五年四月）などがあり、全体の状況を一定程度示しております。一方で、これらは調査協力を求めた照会によるもので、回答が得られていない地方公共団体の状況は反映されておらず、また、今後において発掘調査等によって発見されるものなどもあるもので、日本においていまに至るまで遺されてきた歴史的庭園の実態については、まだまだ調査の余地を相当に残しておりますから、今後もこれを補足していく必要があります。

「個別調査」には、純粋に学術的な興味に基づくものもありますが、例えば、法令に基づく保護措置を講じることが検討するために、対象とする庭園の具体的な内容や特徴を把握し、保護すべき価値を明らかにするものほか、名勝に指定されている庭園などにおいては、適切な保護方策や保存整備の在り方を検討するために実施するものがあります。庭園の個別調査の要は現況の実測図作成にあります、これに記録類に関する調査成果などを合わせて、その庭園の有形無形の内容や特徴とそれらの推移などを理解することにあります。調査方法では、遺跡整備事業の発展に伴って、発掘調査も定着して来ましたので、皆さんの庭園でも地元地方公共団体教育委員

会の埋蔵文化財調査員などの協力が不可欠と言えます。

文化財庭園の保護事業は、これらの「調査」の成果を基礎とするのですが、なお適切に実施していくためには「計画」を検討することが重要です。文化財に関するこのような「計画」には、大きく二つあります。すなわち、現状を把握し、将来に向けた保護方針を検討するための「保存活用計画」と、そうした検討において明らかにされた課題を事業的に解決するための具体的な内容や方法、そしてその実施の手順や期間の見通しなどを整理した「整備計画」です。これらのほか、「植栽管理計画」や「管理運営計画」などの具体的な計画がありますが、それらは広い意味で「整備計画」に含まれるべきものです。

そして、実際に庭園を保護していくために実施されるのが「修理」や「保存整備」ということとなりますが、一世紀に及ぶ庭園の保護事業において、今日では、これらの「調査」と「計画」を踏まえて実施されるのを通例としています。「修理」や「保存整備」には、小規模で個別的なものも少なくありませんが、基本的には、「調査」と「計画」によって、現在の観点からの庭園の状態や位置付けなどを十分に理解した上で実施することが

重要です。

指定地域の追加

以上のようなことを踏まえつつ、この度は、特に既に名勝に指定されている庭園における指定地域の追加の具体的な事例を通じて、文化財庭園保護の考え方についてさらにお話ししたいと思います。

特に今回はここ名古屋での開催ということで、先ほどお配りいただいた今年の会報に目を通しておりましたら、名勝名古屋城二之丸庭園の追加指定については昨年にもご紹介しておりましたことを確認しましたけれども、成り立ちや風致景観の構成を含む土地の全容というところを捉えて、文化財庭園保護の取組において、国庫補助事業をもつと有効に活用して一体的に実施できるようにするというところで、最近の事例がいくつかございますので、そのうちから、金沢の成巽閣庭園、名古屋城二之丸庭園、そして、奥能登の上時国氏庭園と時国氏庭園についてご紹介いたします。

「成巽閣庭園」（石川県金沢市）

成巽閣庭園は、幕末に作庭された飛鶴庭を中心としてごく限られた範囲が、昭和四年四月二日に指定されたものですが、この

度、平成二九年二月九日には、特に近代を通じて昭和にかけて作庭された範囲を含めて追加されました。ご承知のとおり、成巽閣庭園

は、スライドにお示した空中写真から判別するのは難しいほどに、兼六園と一体的な地域にある庭園です。この図の青い線で囲った部分が昭和四年に指定された範囲です。すなわち、成巽閣の一部（清香軒）と、その前に広がる部分（飛鶴庭）になります。そして、近代になって、「つくしの縁庭園」と「万年青の縁庭園」、「前庭」を整えました。昭和四年の名勝指定は、幕末までに整えられた飛鶴庭を含む庭園の一部と内露地を備えた清香軒の部分だけが指定されていきました。ちなみに、清香軒の内露地ですが、雪が相当降りますので、冬になるとそこに板戸を立てて、この内露地と茶室を含めた空間を屋内として茶事を行うという独特の構成で、そこに兼六園からの分水した流れを潜らせていたわけです。一方、その手前での別に分水していた流れを審美的に造形し直して「つくしの縁庭園」と「万年青の縁庭園」の二つの中庭を整えました。これは、それぞれ「つくしの間」と「万年青の間」の縁先に整えられた庭園ということですが、今日、そう呼んでいるものです。それから表玄関には車回しを備えた「前庭」が大正から

昭和にかけて整えられました。兼六園は石川県が、そして、この成巽閣庭園は公益財団法人成巽閣が所管しておりますが、そうした具体的な経過や追加すべき内容に関する調査については、金沢市が、公益財団法人成巽閣のご理解とご協力を得て、ここにいらつしやいます丸山先生等のご指導も受けながら実施されました。

今回、そうした調査成果において、当初の作庭以降、五期の変遷を確認し、現在の空間構成の一体性を踏まえ、特に近代の仕事も新たに評価して、名勝庭園の価値付けに含めたわけです。

〔名古屋城二之丸庭園〕（愛知県名古屋市）

名古屋城二之丸庭園については、先ほどからご紹介にありますとおり、昭和二十八年三月三十一日に名勝に指定されましたところ、平成三〇年二月一三日に指定地域が追加され、二之丸御殿があった区域を一部含んで、そのいわゆる二之丸の庭園と言われる区域の全域を含む形で二之丸の北側一部が名勝の指定範囲となりました。

スライドでは、皆さん明日行かれる予定の名古屋城の位置と特別史跡名古屋城跡の指定範囲をお示ししています。この二之丸の北側一部が、いま名勝の指定範囲となっているわ

けです。ここは陸軍の駐屯地にもなっていますし、名古屋城内側の部分は離宮として使われていました。名古屋城の正門の方には旧名古屋離宮跡という大きな石柱の標識がありますけれども、二之丸の辺りは陸軍兵舎などがあつて、戦後になると名古屋大学の敷地としても使われていました。地上に豪壮な石組みなど庭園が残っている部分について、大蔵省から文部省が引き継ぐことになり、昭和二十八年にその部分を名勝に指定したかたちです。

この二之丸庭園については、文政年間に描かれた『御城御庭絵図』というものがあつて、これは縦横5mほどもある非常に大きな絵図でして、かつての様子が仔細に描かれております。この辺りのことにつきましては、丸山先生のご講演の中でも詳しくお話いただけますけれども、もともとその頃には広大な庭園の風致景観があつたということがわかっていましたので、発掘調査の結果とも照らし合わせながら、資料の調査を進めてきたところです。スライドで、昭和二十八年の指定がこういう範囲でしたけれども、二之丸庭園の全体はこういう範囲であつたわけ

です。平成三〇年の追加指定はその範囲を網羅するかたちになっています。昭和二八

年の指定範囲には一部近代になって新たに造作した部分があり、また、追加指定した範囲には近代の兵舎跡の遺構などが地下にありますが、平成二五年三月に策定された『名勝二之丸庭園保存管理計画書』では、そうした近代の造作も評価して保護していく方針が示されています。また、別のところに移築されて残っている余芳などの茶室の移築再建も含めて、現在、名古屋市では整備計画を検討しながら、修理を実施しているところです。発掘調査では、このスライドでお示したように、絵図と照合できる飛石や露地の遺構が良好に保存されている部分があることが確認されています。

この度の追加指定は、名古屋市が二之丸庭園の全体像を回復していこうという取組を進めておられるのを踏まえ、そうした保存整備事業について一体的に実施していく状況を整えたものになります。

〔上時国氏庭園、時国氏庭園〕（石川県輪島市）

それから、奥能登の輪島市にあります上時国氏庭園と時国氏庭園について、これらは町野川がつくった河岸段丘上にある庭園で、平成一三年一月二十九日に指定されたものですが、その時に指定されたのは、いわゆる屋敷地内にある池などの造園的造作が目立つ

た範囲に着目されたものでしたけれども、所有者さんのご意向もあって、改めて保護すべき範囲について輪島市が調査することになりました。名勝庭園として保護すべき十分な範囲を確保できてないと考えられる部分を特定しまして、平成三十一年二月二六日に追加されたところ です。

時国氏庭園については、最初、屋敷の主屋となる建物とこれに面する池などの部分を指定していたわけですが、屋敷全体の構成としては段丘上に上がっていて、そこに傾斜路が取りついていて、屋敷前面には田んぼがあったり、敷地続きにはため池があったりという、庭園の成り立ちに関わる風致景観をなす部分があるわけで、そういう部分を含んで指定地域を追加するという事になったわけ です。

下時国氏庭園についても、背景になる森林の部分、それから森林の中に造営された墓所がありますので、そういうところも取り込みつつ、それから池の水がこちらからこの中に取り込まれて水路がありますけれども、その部分も含むかたちになっています。

時国氏庭園と下時国氏庭園は新しい指定ですが、昭和初期など、特に古い指定のものには、庭園に面する建物の範囲すらも含まれ

ずに、いわゆる造園的造作の部分を中心に指定していて、今日的観点からは保護範囲が十分とは言えない事例がありますので、そういうところについては、改めて庭園として一体をなす範囲を調査、検討していただき、保護の万全を図っていくべきものと考えておりますので、機会あるごとにご相談を投げかけて進めているところです。

広い視野からの文化財庭園保護

さらに、広い視野からの文化財庭園保護ということもさらにお考えいただきたいと思えますけれども、亀山会長からのお話の中にもありますように、文化財庭園は、地域の風致景観の基調を成す文化資源としてもとても重要です。

昨年に一部改正された文化財保護法がこの春から施行されておりまして、この度は、法律の中に、個別の「保存活用計画」、それから地域の総合計画としての「文化財保存活用計画」というものが規定されました。地方公共団体では、これからこれらの法定計画に取り組みられていくので、そうした地域的な観点での文化財の取組にも積極的に関心を持っていただきたいと思います。その他にも、この春から国土交通省の公園緑地景観課の中

に日本庭園係ができたそうで、これは公園のみならず庭園の関係で海外との交流も含めて取り組んでいくという風に伺っていますけれども、その中で「ガーデンツーリズム」登録制度という事業もこの春から始まったということです。事業の行政上の名前としては「庭園間交流連携促進計画登録制度」ということですが、これは相互に関連する庭園のグループを世の中を知ってもらうことで登録制度を設けているということです。このようなことについても情報を得て、文庭協の会員間の中でもそういうことにも取り組むことで、活発な活動にも繋がるのではないかと思います。

先ほどの追加指定の話ですとか、関係する国庫補助事業としては「調査」については「名勝地調査費」、また、特に「保存活用計画」については「史跡等保存活用計画等策定費」、そして、「整備計画」や「修理」を含む「保存整備」についても国庫補助事業を私共の所で所管しておりますので、地元の方公共団体の文化財所管部局を通じて積極的にご相談いただければと思います。

先ほどお話ししました追加指定の際には、例えば図面を作ったりとか、専門家と協議するための委員会を開催したりする経費

については、「名勝地調査費」として補助事業をご用意しております。ただこの「名勝地調査費」については、補助事業者が地方公共団体と規定されておりますので、いずれにしても、まず地元の地方公共団体とよくご相談をしていただきたいと思います。

それから、「史跡保存活用計画等策定費」や保存整備等に係る経費については、地方公共団体のみならず、所有者も補助事業者になりますので、個人や法人等で所有されている庭園についても所有者として、よろしくご活用ください。一方、こうした国庫補助事業の予算規模等はいまだ十分とは言えない状況で、その確保・拡充等につきましては、史跡整備市町村協議会が毎年活発な要望活動を実施されておられますが、この文化財指定庭園保護協議会におかれましては、先ほどの要望書に示されましたとおり、特に文化財庭園保護に必要な具体的な措置内容につき、引き続き活動を普及いただければと思います。

最近の動向など

最後に今年の参考情報ですけれども、昨年度に指定・登録された庭園、それから、文化財庭園保存技術者協議会、「記念物一〇〇年事業」について少しお話をさせていただきます

す。

昨年は文化庁の組織改編などもありまして、指定、登録の関係については些か手続きが進まなかったところもありましたけれども、庭園の名勝としては、兵庫県洲本市の旧益習館庭園が平成三〇年一〇月一五日に指定されました。それから庭園の登録記念物としては、平成三〇年一〇月一五日に島根県仁多郡奥出雲町の絲原氏庭園、それから、平成三一年二月二六日に青森県弘前市の丹藤氏庭園と長野県木曾郡の興禪寺庭園が登録されました。

旧益習館庭園は、徳島藩の筆頭家老稲田氏の別荘に作られたものです。もともとここは洲本城の關係で石垣を構築したりする石切り場であったところで、そういう石を産出するところをうまく利用して、そこに露頭した巨石を中心として、さまざまな修景を加えて庭園として構成したところです。

絲原氏庭園は、鉄師頭取を務めた絲原家の住宅に営まれたもので、結構山深いところにありますけれども、大正末期の主屋新築の際に造営された庭園が保存されているものです。

丹藤氏庭園は、大石武学流に關係する庭園で、特に「庭造三神石紀念」という石碑に、

明治一五年に造営し、昭和八年に池田亭月によって手が加えられたことが刻まれています。ここは現在、丹藤さんと言う方がお持ちですけれども、もともと三上家が作ったという意味で旧三上氏庭園ということも併記した登録名称となっています。丹藤さんとしては来訪者に食事を提供されるなど、そういう取組をされていますので、特に積極的な活用を通じて将来に伝えようとする登録制度の趣旨とよく合致したものであると思います。

興禪寺庭園は、特に中心となる地割りを「看雲庭」と別称するものですが、これは重森三玲によって昭和三八年に造られた庭園です。例えば、龍安寺方丈庭園では、白砂敷に配石して、海の中に島が浮かんだ様子を優れて表現していますけれども、この「看雲庭」では、雲海の中にその山々が浮かんでいるような、そういう風景を造形したものです。技術的には、その雲海の雲型の模様をモルタルとセメントで象つたところに特徴がある庭園です。

それから、文化財庭園保存技術者協議会の關係ですが、「文化財庭園フォーラム」について、最近文庭協と近い日程で開催するところが最近多かったわけですが、先程、加藤末男代表からご紹介のありましたとおり、今年

は来月六月の一五、一六日に茨城県の常陸大宮市におきまして、「地域との調和が育む文化財庭園」というテーマで開催されます。今回開催の岡山家住宅が登録有形文化財でして、その庭園は「養浩園」と呼ばれています。それから総会の関係が今年はしばらくぶりに京都府京都市に戻って参りまして、鹿苑寺さんの方で開催される件もありますし、それから実技技能研修が石川県小松市の「法師」という旅館の庭園で実施されます。

最後に、「記念物一〇〇年事業」ですけれども、文化庁では組織改編前の記念物課で企画して、いま文化財第二課で所管していますけれども、この一〇〇年の機会をとらえて三年間にわたって記念事業を展開することになります。史跡名勝天然記念物の保護制度、あるいは指定保護されている数々の物件、もしくはその意義や将来に向けた取組などを普及していこうということです。明後日、六月一日から、江戸東京博物館で「発掘された日本列島」展が始まりますけれども、そのオープニングに合わせて、先ほどもご挨拶の中で申し上げましたキックオフイベントを開催いたします。配付資料に記載させていただいたように、江戸東京博物館の五階、常設展示室の中村座の前で、宮田亮平文化庁長官

と、文化審議会長の佐藤信先生、それから長野県などで遺跡の関係で活動されていますシンガー・アーティストの葦木ヒロカさんの鼎談などをしていただくことになっておりまして、また、「発掘された日本列島」展の中でも、記念物一〇〇年に関係する企画展示を実施することになっています。

最近の動向も含めて、今回、特に追加指定ということについてお話しさせていただきました。このように、保護すべき地域の拡大ということにも取り組んでおりますので、この文庭協の総会の中で、そういうところについても積極的にご相談いただければと思いますし、先ほどご紹介いたしました名勝調査事業で、現在は滋賀県の名勝多賀神社奥書院庭園と名勝西明寺本坊庭園について追加指定のための調査を進めていますので、そういうところも併せてご相談いただければと思いますので、改めましてご遠慮なきよう、どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは以上でございます。ありがとうございました。

令和元年5月30日(木) 文化財指定庭園保護協議会・第57回総会
名古屋クレストンホテル 9階 (愛知県名古屋市)

文化財庭園保護 の考え方

文化庁文化財第二課 名勝部門 平澤 毅

文化財庭園保護の考え方

- 日本における歴史庭園保護の沿革
- 文化財庭園の範囲
- 名勝（名勝地）の指定・登録状況
- 文化財庭園に対する措置
- 指定地域の追加
- 広い視野からの文化財庭園保護

日本における歴史的庭園保護の沿革

- * 太政官布達第16号 (明治 6年、1873)
- * 史蹟名勝天然紀念物保存法
(大正 8年、1919) ※名勝指定制度
- * 文化財保護法 (昭和25年、1950)
- * 文化財指定庭園保護協議会設立
(昭和35年、1960)
- * 文化財庭園保存技術者協議会設立
(平成14年、2002)
- ◆登録記念物制度 (平成16年、2004)



文化財庭園の範囲

- 現存庭園
- 遺跡庭園・発掘庭園
- 近代庭園

- 成り立ちや風致景観の構成を含む土地の全容
- 関連する遺産
- 無形の要素(手入れ、観賞など)
→所有者・技術者・来訪者

名勝（名勝地）の指定・登録状況

- 指定 415件
- 人文的名勝 237件
 - 公園 9件、庭園 226件、橋梁 2件
 - 遺跡庭園・発掘庭園 29件、近代庭園 40件
 - 自然的名勝 178件
- 登録 93件
- 庭園 68件、公園 14件、景勝地 11件

文化財庭園に対する措置

- 調査(個別調査・所在調査)
- 保存活用計画(保存管理計画)
- 保存修理・整備

指定地域の追加

- 成り立ちや風致景観の構成を含む土地の全容

近年の事例

- 名勝成巽閣庭園 [石川県金沢市]
- 名勝名古屋城二之丸庭園 [愛知県名古屋市]
- 名勝上時国氏庭園 [石川県輪島市]
- 名勝時国氏庭園 [石川県輪島市]

昭和 4年 4月 2日名勝指定
平成29年 2月 9日追加指定

成巽閣庭園【石川県金沢市】



指定範囲



飛鶴庭(既指定地)



中庭(万年青の縁庭園)



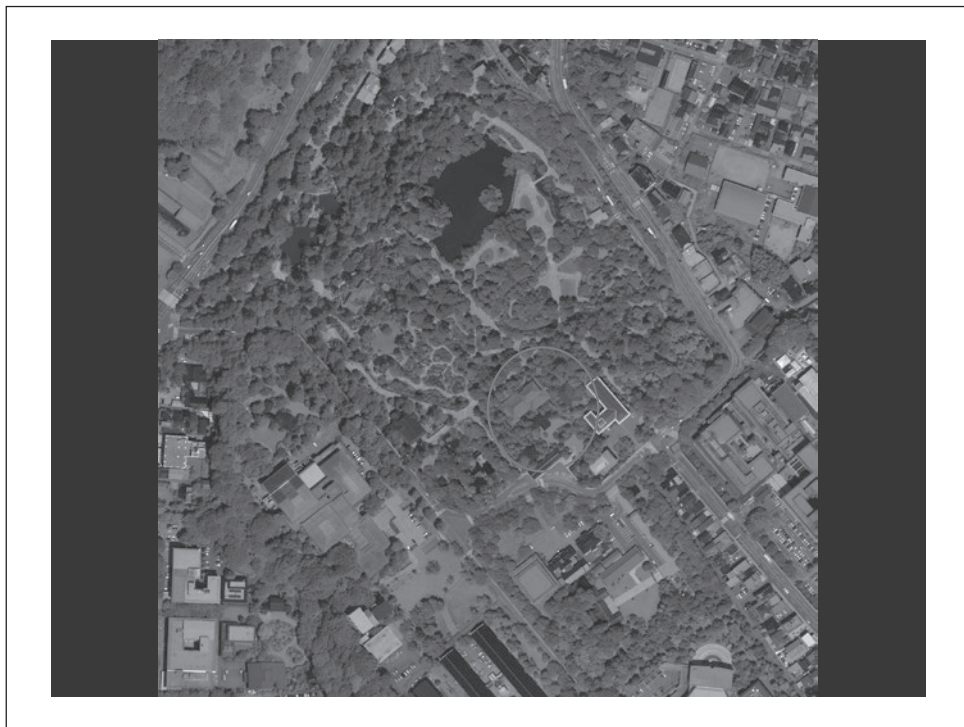
前庭

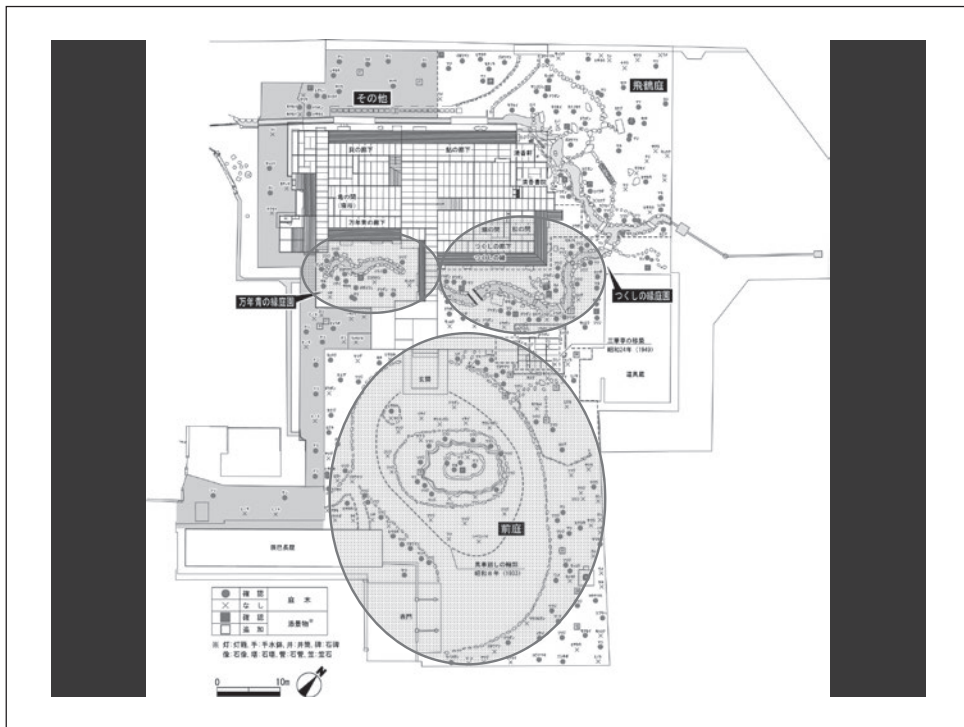
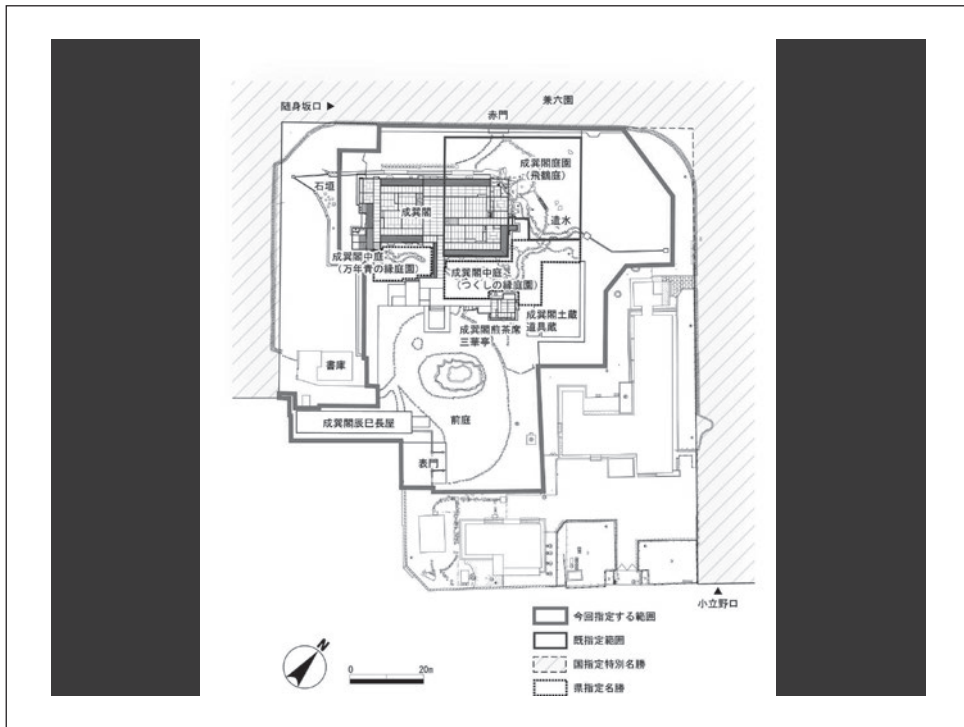


中庭(つくしの縁庭園)

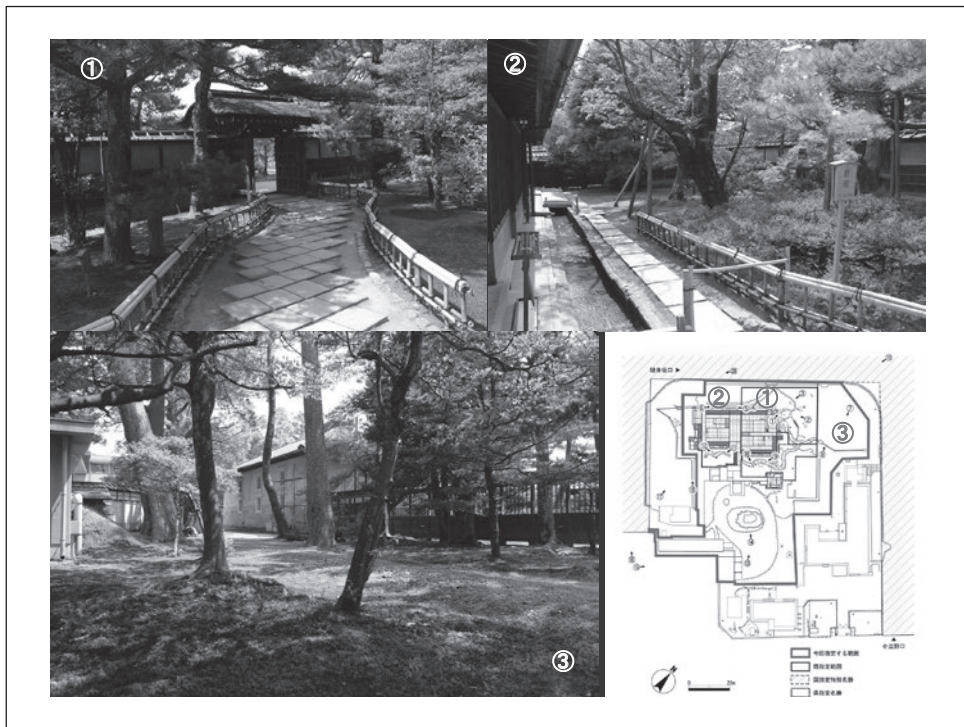
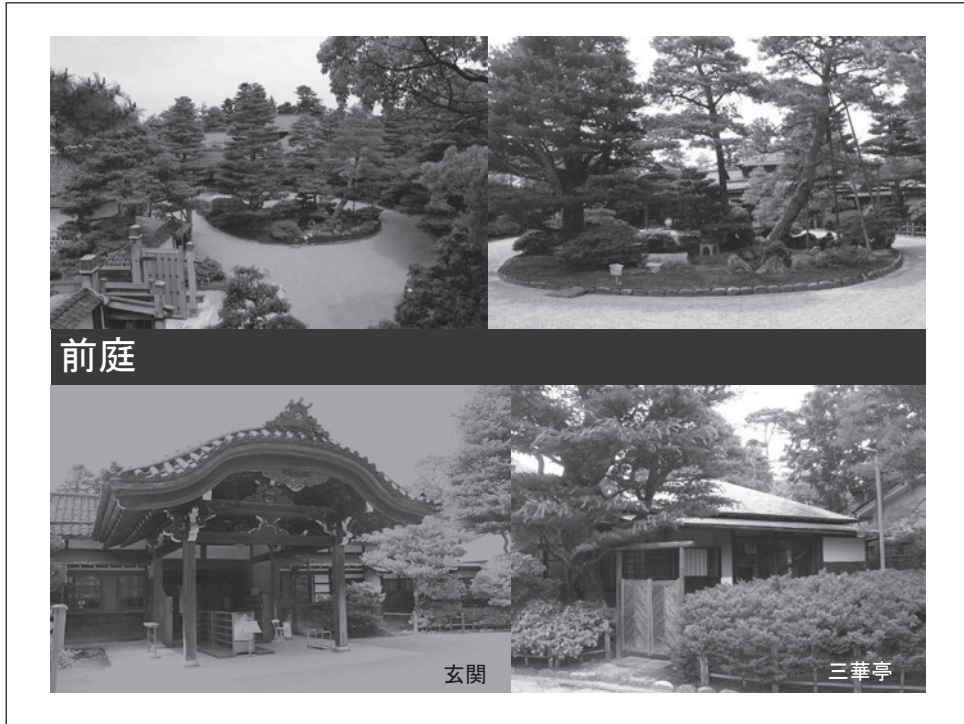


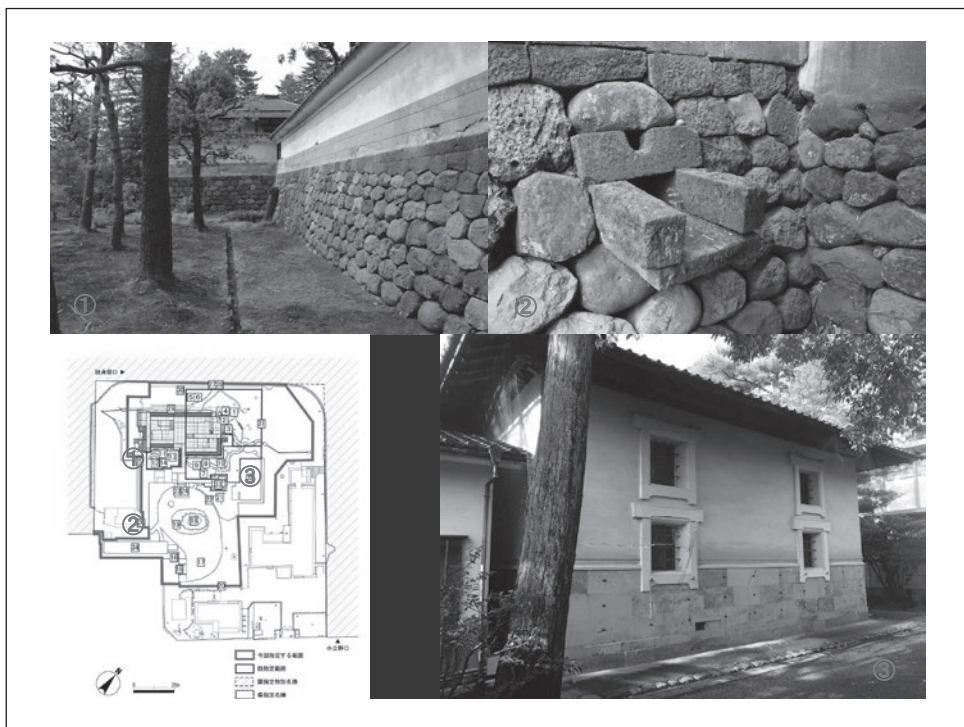
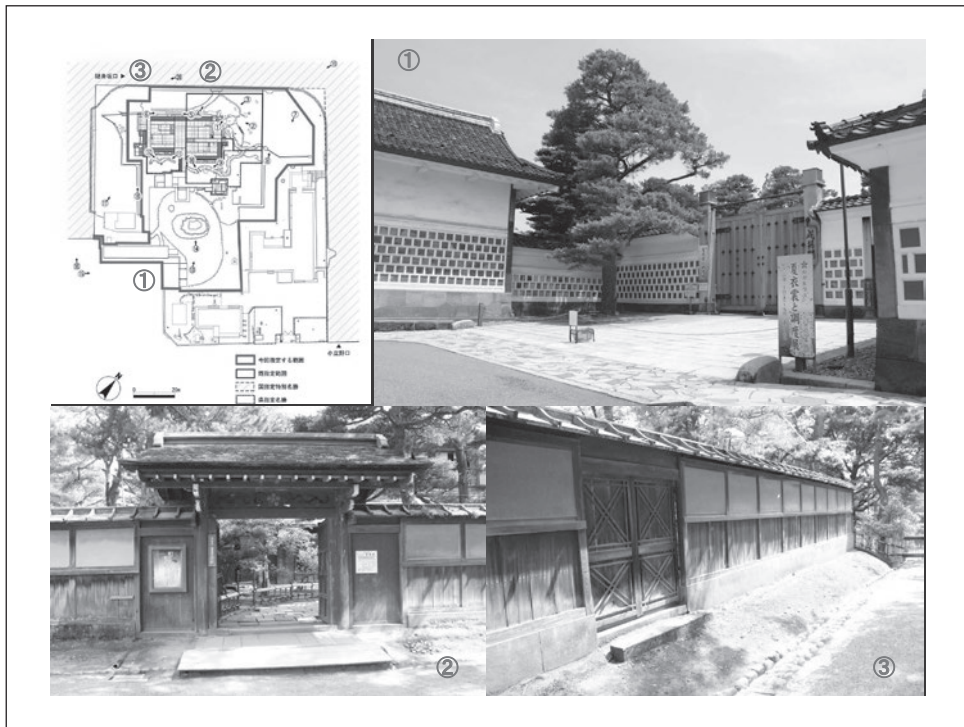
幕末・明治維新期に作庭された既指定の飛鶴庭の区域に、近代を通じて作庭された万年青の縁及びつくしの縁の中庭並びに玄関の前庭を含む区域を追加指定する。

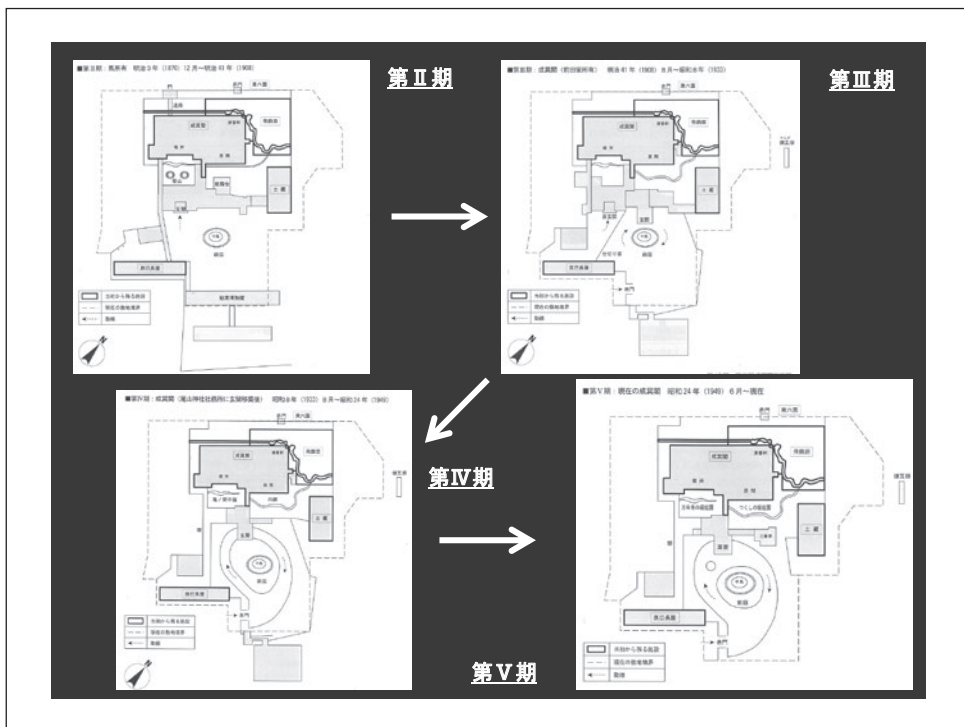
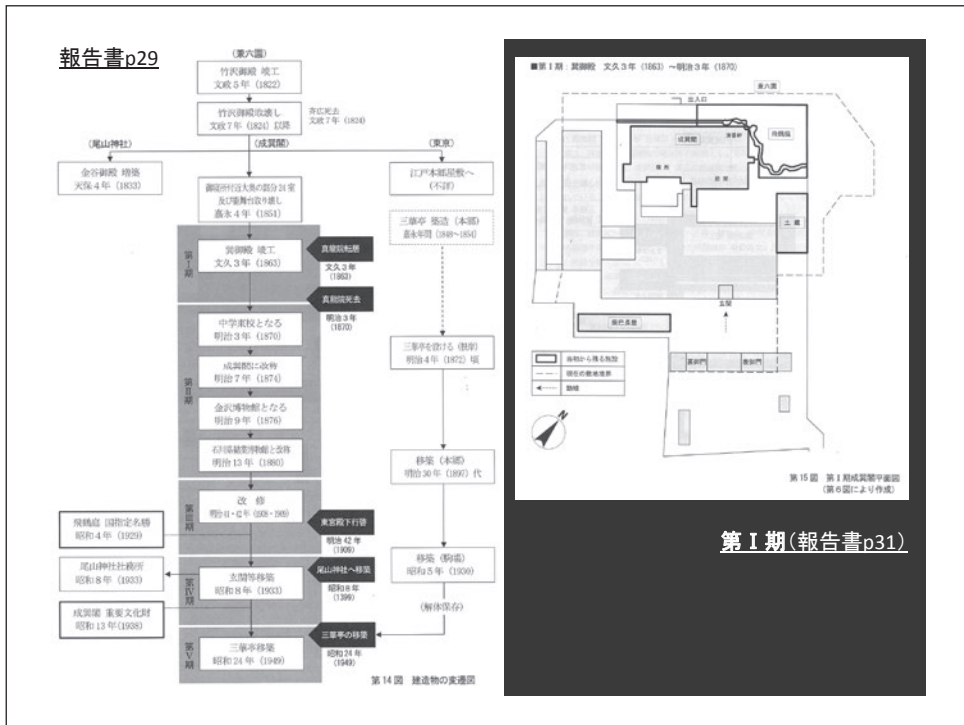












昭和28年 3月 1日名勝指定
平成30年 2月13日追加指定

名古屋城二之丸庭園

【愛知県名古屋市】



追加指定範囲

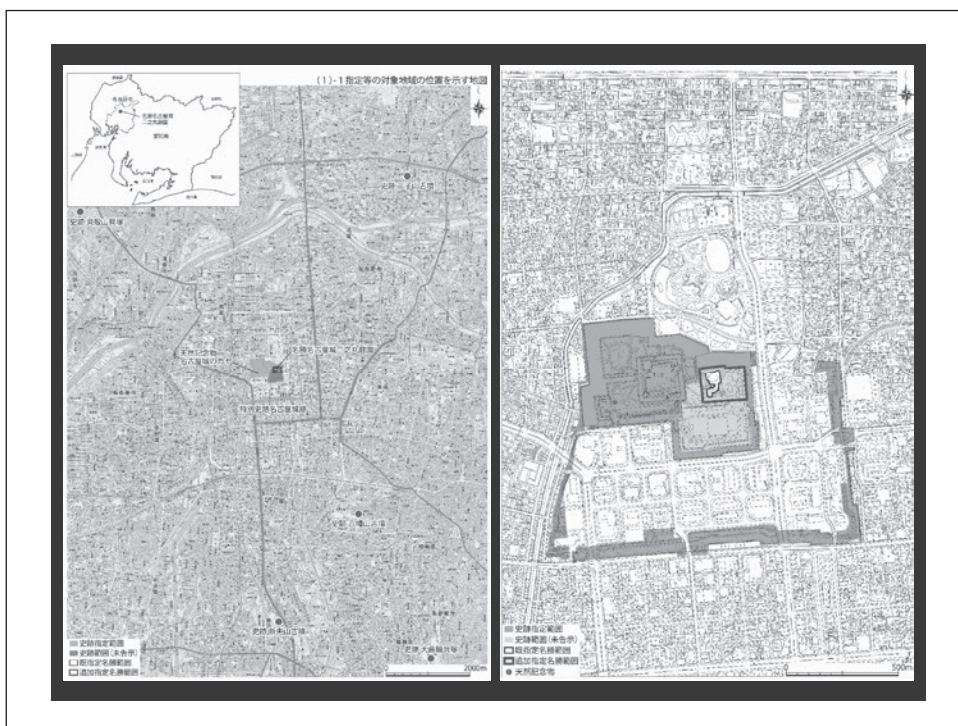
昭和28年(1953)に豪宕多彩な景趣を維持していた一部の範囲が名勝指定されたが、近年の発掘調査等の成果により、文政期の『御城御庭絵図』等とよく照合する庭園遺構が良好に遺存していることが明らかとなったため、追加指定して庭園全体の区域を保護するもの。

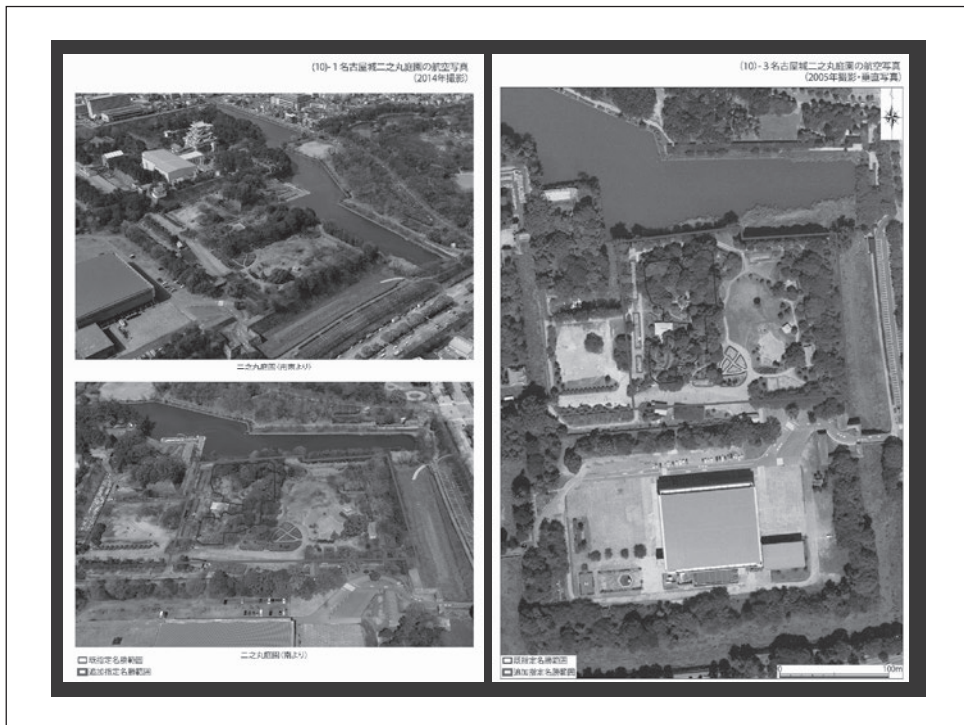
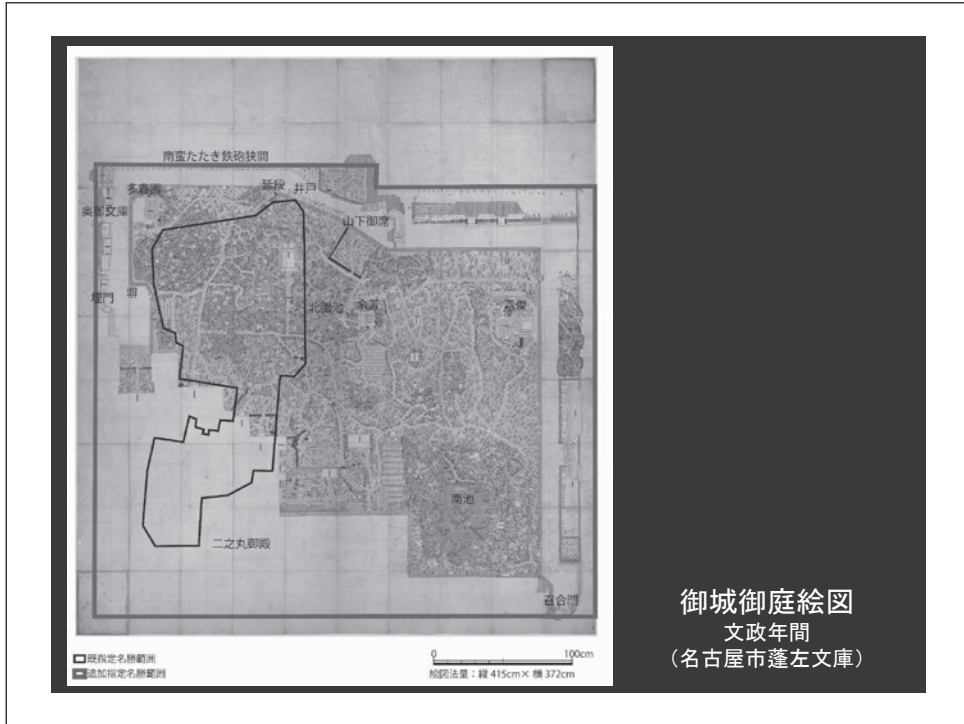


北御庭 池及び石組(既指定地) 奥御文庫礎石(追加指定地)

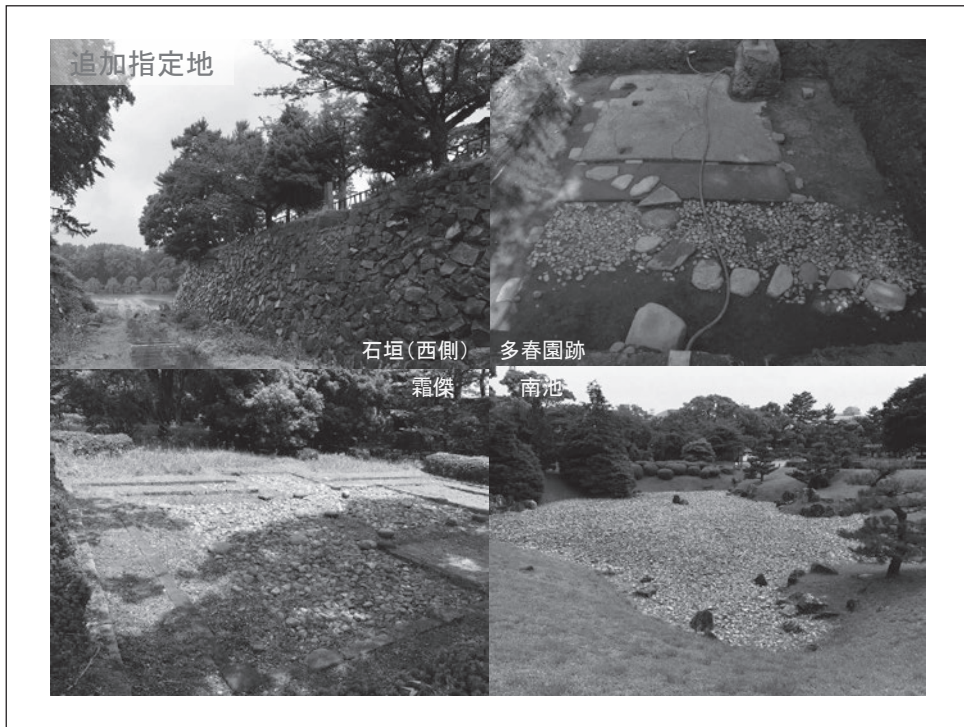
北御庭 栄螺山(既指定地) 石垣 南西から(追加指定地)

前庭 枯池(既指定地) 南池(追加指定)









平成13年1月29日名勝指定／平成31年2月26日追加指定
 かみときくにしていえん
上時国氏庭園【石川県輪島市】





追加指定地(屋敷地正面)

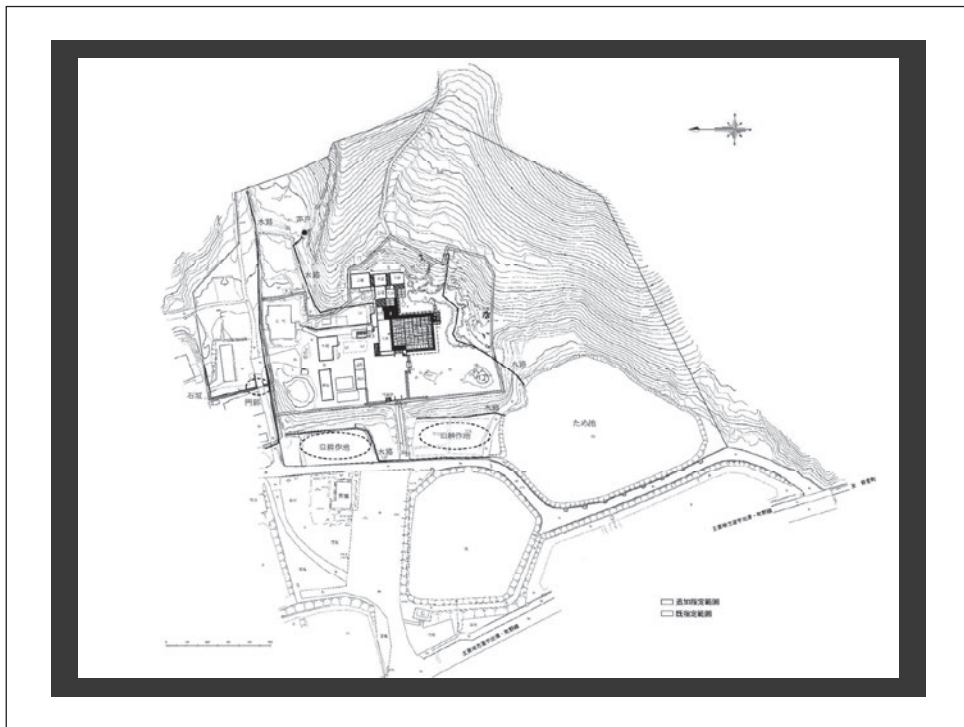


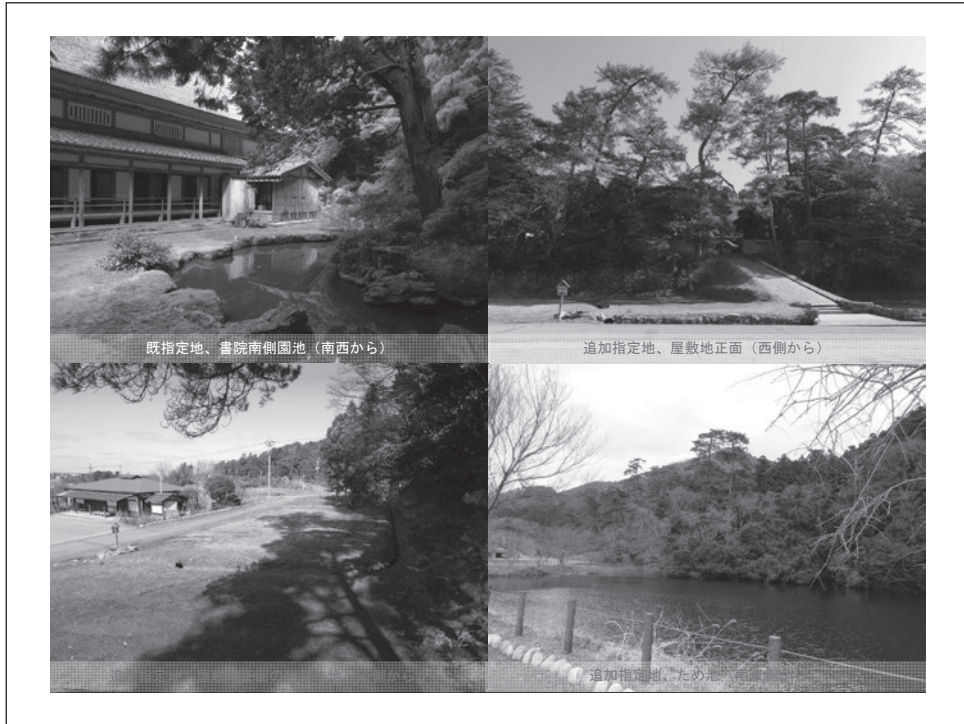

追加指定範囲

既指定地(書院南側)

ため池

能登半島の町野川右岸に位置する江戸時代後期に造営された豪農の庭園で、池の護岸や築山の豪快な石組みや、背後の山腹から書院前庭に至るまで苔と樹林に覆われた幽邃な雰囲気の特徴がある。既指定地に背景を成す山林のほか、旧耕作地やため池などを追加するもの。





平成13年1月29日名勝指定
平成31年2月26日追加指定

時国氏庭園【石川県輪島市】

追加指定範囲

追加指定地（背景となる植林地）

追加指定地（墓地）

庭園（主屋南側）

能登半島の町野川右岸に位置する江戸時代初期に造営された豪農の庭園で、背後の山腹に展開する露窟とした樹林と明るい園池が対比を成し、入江と滝石組の遠近感や高低感などに特徴がある。既指定地に背景を成す山林のほか、導水路や墓所などを追加するもの。



広い視野からの文化財庭園保護

- * 文化財庭園は地域の風致景観の基調を成す重要な文化資源

[文化財保護行政]

- 個別の保存活用計画
- 文化財保存活用地域計画

[参考]

- 庭園間交流連携促進計画登録制度
(通称「ガーデンツーリズム登録制度」)

関係する国庫補助事業

- * 名勝地調査費
追加指定等に必要の実測図作成を含む調査費
専門家等を含む検討のための委員会開催費等
補助事業者: 地方公共団体
- * 史跡等保存活用計画等策定費
保存活用計画策定に必要な調査費等
補助事業者: 地方公共団体・所有者等
- * 歴史生き生き! 史跡等総合活用整備事業費
保存整備及び必要な整備計画・設計等を含む
補助事業者: 所有者・管理団体等

参考情報

- 平成30年度の指定・登録庭園
- 文化財庭園保存技術者協議会
(庭技協)
- 「記念物100年」事業

平成30年度 春・秋の指定・登録庭園

指定

- 平成31年2月26日指定
旧益習館庭園 [兵庫県洲本市]

登録

- 平成30年10月15日登録
絲原氏庭園 [島根県仁多郡奥出雲町]
- 平成31年2月26日登録
丹藤氏庭園(旧三上氏庭園) [青森県弘前市]
興禅寺庭園(看雲庭) [長野県木曾郡木曾町]

【名勝の新指定 平成30年10月15日指定】

きゅうえきしゅうかん ていえん

旧益習館庭園【兵庫県洲本市】



遠景



正面



指定範囲



庭園山側の矢穴



江戸期の絵図

江戸前期の徳島藩筆頭家老稲田氏の別荘庭園を始まりとする池泉庭園。洲本城下町武家居住区の石切場跡に造られ、幕末に稲田氏の私塾益習館が移設された。曲田山を背に、石材切り出し時の矢穴の残る巨岩が園池に面して並び、特徴的な景観を形成している。

【登録記念物の新登録(名勝地関係) 平成30年10月16日登録】

いはらし ていえん

絲原氏庭園

【島根県仁多郡奥出雲町】



主庭



主庭から見た主屋



登録範囲



主庭

江戸時代に松江藩の鉄師頭取を務めた絲原氏の住宅に造られた庭園。大正末期の主屋新築の際に庭園も整備されたと考えられ、その主要な部分が現在まで残る。主屋の南東部に面し、山の斜面を取り込みつつ、滝、池泉、茶室等を設けている。

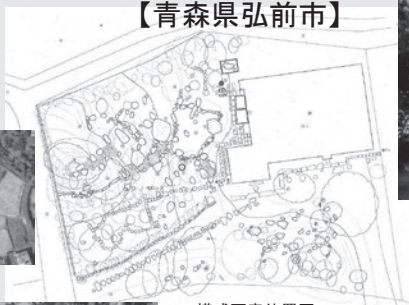
【登録記念物の新登録(名勝地関係) 平成31年2月26日登録】

たんどう じ ていえん きゅうみ かみし ていえん
丹藤氏庭園(旧三上氏庭園)

【青森県弘前市】



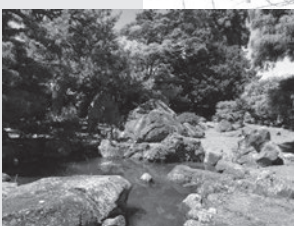
登録範囲



構成要素位置図



主屋より岩木山を望む



主屋座敷からの眺め

くずはら 葛原の素封家で代々「源造」を名乗った三上氏により明治15年(1882)に造営され、昭和8年(1933)に池田亭月に「庭造三神石記念」の石碑より手が加えられた庭園で、明治初期から昭和にかけての大石武学流宗家の作庭手法の系譜を知る上で意義深い事例である。



「庭造三神石記念」の石碑

【登録記念物の新登録(名勝地関係) 平成31年2月26日登録】

こうぜん じ ていえん かんうん てい
興禅寺庭園(看雲庭)

【長野県木曾郡木曾町】



登録範囲



延段



看雲庭全景



雲紋を作成する重森三玲



鐘楼周辺の石組



テラス

さまやま 関山を借景とする枯山水庭園で、山間部に所在する禅宗寺院に作庭家重森三玲によって昭和38年(1963)に造られた。白砂に15の石を配し、雲海と山岳を表現する。施工に際しては、重森本人も鏝を持って作業に当たった。

文化財庭園保存技術者協議会

- 文化財庭園フォーラム(第16回)
「地域との調和が育む文化財庭園」
茨城県常陸大宮市 6月(8～)15・16日
- 平成31年度総会 京都府京都市 7月20日
- 実技技能研修(第1回) 石川県小松市



「記念物100年」事業



- 記念物制度100年を迎えたこの機会を捉え、広く国民に「記念物」について改めて周知し、その保護の重要性について理解してもらうため、3年(2019～2021年度)にわたって「記念物100年」事業を実施予定。
- キックオフイベント
令和元年6月1日(土)10:30～11:30
江戸東京博物館 5階常設展示室中村座前
『発掘された日本列島展2019』特集展示
※その他、フォトコンテスト、シンポジウムなどを企画中

文化財庭園保護の考え方

文化庁文化財第二課
名勝部門 平澤 毅

■日本における歴史的庭園保護の沿革

- * 太政官布達第16号 (明治 6年、1873)
- * 史蹟名勝天然紀念物保存法 (大正 8年、1919) ※名勝指定制度
- * 文化財保護法 (昭和25年、1950)
- * 文化財指定庭園保護協議会設立 (昭和35年、1960)
- * 文化財庭園保存技術者協議会設立 (平成14年、2002)

■文化財庭園の範囲

- 現存庭園・遺跡庭園・発掘庭園 / 近代庭園
- 成り立ちや風致景観の構成を含む土地の全容
- 関連する遺産 (e.g. 眺望対象、旧大名庭園と近世城郭跡・大名家墓所など)
- 無形の要素 (手入れ、観賞など cf. 選定保存技術「文化財庭園保存技術」)

■名勝(名勝地)の指定・登録状況 (最新告示：平成31年2月26日)

指定	人文的名勝：237件(公園：9件、庭園：226件、橋梁：2件)	
	自然的名勝：178件	合計 415件
登録	庭園：68件、公園：14件、景勝地：11件	合計 93件

■文化財庭園に対する措置

- 調査(個別調査・所在調査)
- 保存活用計画(保存管理計画)
- 保存修理

■指定地域の追加(近年の事例)

成巽閣庭園 [石川県金沢市]	昭和 4年 (1929)	4月 2日	名勝指定
	平成 29年 (2017)	2月 9日	追加指定
名古屋城二之丸庭園 [名古屋市]	昭和 28年 (1953)	3月 1日	名勝指定
	平成 30年 (2018)	2月 13日	追加指定
上時国氏庭園 [石川県輪島市]	平成 13年 (2001)	1月 29日	名勝指定
	平成 31年 (2019)	2月 26日	追加指定
時国氏庭園 [石川県輪島市]	平成 13年 (2001)	1月 29日	名勝指定
	平成 31年 (2019)	2月 26日	追加指定

■広い視野からの文化財庭園保護

- * 文化財庭園は地域の風致景観の基調を成す重要な文化資源
- 個別の保存活用計画
- 文化財保存活用地域計画

令和 元年5月30日(木)文化財指定庭園保護協議会
於：名古屋クレストンホテル 9階(愛知県名古屋市)

参考1 庭園・名勝地の所在調査

『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』(平成24年6月)

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/teien_koen_chosa.html

『名勝に関する総合調査—全国的な調査(所在調査)の結果—報告書』(平成25年4月)

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/meisho_chosa.html

→ 国庫補助事業「名勝地調査」(平成27年度～)

参考2 平成30年度春・秋の指定・登録庭園

旧益習館庭園	[兵庫県]	平成31年	2月26日	名勝指定
絲原氏庭園	[島根県]	平成30年	10月15日	登録記念物
丹藤氏庭園(旧三上氏庭園)	[青森県]	平成31年	2月26日	登録記念物
興禅寺庭園(看雲庭)	[長野県]	平成31年	2月26日	登録記念物

参考3 文化財庭園保存技術者協議会(庭技協)

○文化財庭園フォーラム(第16回) 「地域との調和が育む文化財庭園」

於：茨城県常陸大宮市 令和 元年6月15日(土)・16日(日)

養浩園(登録有形文化財岡山家住宅)

○令和元年度総会

於：京都府京都市 令和元年7月20日(土)

特別史跡及び特別名勝鹿苑寺(金閣寺)庭園

○第1回実技技能研修

於：石川県小松市 令和元年10月25日(金)～27日(日)

法師旅館庭園ほか

参考4 記念物100年事業(令和元年度から3ヶ年の予定)

キックオフイベント 令和元年6月1日(土) 10:30～11:30

江戸東京博物館 5階 常設展示室 中村座前

『発掘された日本列島展2019』にて特集展示「記念物100年」

【参考文献】

文化庁監修, 第一法規

○月刊文化財 平成12年 3月号 特集「名勝の保護」

○月刊文化財 平成18年 4月号 特集「庭園の保護」

○月刊文化財 平成24年10月号 特集「名勝の保護」

○月刊文化財 令和 元年 7月号 特集「史蹟名勝天然記念物保存法100年」(近刊)

【参考配布】

平澤毅(2018):歴史的庭園の生きた保存と活用;『都市公園』,第221号, p.p.16-19

〈特集 東京の文化財庭園—魅力と価値の発信〉、東京都公園協会

歴史的庭園の生きた保存と活用

Living Preservation and Utilization of Historical Gardens

平澤 毅

文化庁 文化財部 記念物課 主任文化財調査官(名勝部門)

1. はじめに

庭園は生き物である。

そうしたことは、フィレンツェ歴史的庭園憲章¹⁾において「生きている記念物」として強調されるところでもあるが、そこに示された観点は、「建造物と植物からなる複合物であり、歴史的・芸術的観点から公衆の関心を引くもの」(第1条)として、そして、「主として植物という、つまり消滅しかつ再生可能なものという意味で生きた材料からなる建築的複合物」(第2条)としての理解に重点を置いたものである。一方、そのような観点が強調されたとき、例えば、殆ど植物を用いずに構成されている庭園は、あたかも庭園ではないかのようにも理解されかねない。

しかし、さらに踏み込んで、庭園の本質について、庭園そのものが「生きている」ということだと気が付けば、「庭園は生き物である」とする主張は、その重要な構成要素に生きた材料としての植物を含んでいるというだけの意味に止まるものではないことが分かる。

歴史的庭園の保存と活用を考えると、庭園そのものが「生きている」という本質は、その視点と方策への反映も検討されるべきである。ここでは、遺産保護の多様な観点からの歴史的庭園の捉え方を示し、その生きた保存と活用ということについて考えたい。

2. 歴史的庭園の射程

日本における庭園文化、あるいは、「日本庭園」の文化は、世界においても特に固有なものである。それは、単にその造形的な特徴のみならず、千年以上に亘る連続した歴史性とそれを伝える数々の実例に窺うことができる。

一方、一般にgardenの訳語に対応させている「庭園」という用語は、「公園」などととも、早くも明治時代初期に使われ始めた比較的新しい言葉で、そのイメージは、近代日本において「造園学」分野が成立し、展開する中で定着して来たものである。私たちが今日的な明証性を以て庭園と認め得るものの最も古い遺構は、奈良時代の平城宮や平城京においてその実例を確認することができるが、いわゆる「日本庭園」が文化として定着してゆくのは平安時代のことである²⁾。そうしたことから、日本固有の庭園文化は平安京における多様化と異質化の過程を基礎として、いまの京都に傑出した事例が多いのは歴史上の必然である。

しかし、日本庭園に係る沿革に見るべきは、寝殿造系から浄土式の庭園、禅宗寺院の庭園、中世武家の庭園、大名庭園、近代の別荘や邸宅の庭園へと、そして、池泉に加え、枯山水、露地の技法から、回遊式の複合的な庭園へ、さらには、地勢や湧泉、借景・眺望等

を求めて平地や山腹、海浜等の様々な立地環境へと展開し、いまや日本全国に個性有る様々な庭園を認めることができるということである。

日本における庭園史のこのような検討は、横井時冬の『園藝考』³⁾以来、『日本書紀』に史料上の濫觴を認めて来たが、近年においては、考古学的な知見の発展をも踏まえた多角的な観点から、その淵源を先史時代にまで遡る可能性についても検討することがひとつの学術的水準となってきた⁴⁾。

さらに、1960年代以降、実測図作成に基づく庭園の調査研究や、考古学的遺跡の保存整備が進展するのに伴って、特に保護対象としての歴史的庭園には、現存している庭園(現存庭園)、遺跡となった庭園(遺跡庭園)、そして、発掘された庭園(発掘庭園)にまで至る様々な存在形態を含むようになった。

有形物としての庭園は、屋外にあって、様々な変容する諸要素の集合体であり、それらが全体を成して、時とともに複雑な変化を呈する。歴史的な遺産については、「歴史的」という言葉の印象から、旧態を保持していることが本質のように思われるかも知れないが、庭園は、その本質に変化を含み、また、その変化の現象を楽しむところに文化表象としての顕著な特質を有すると考えれば、その歴史性は時の流れの中に把握されるべきものといえる。

例えば、地上に伝世してきた最も古い庭園遺構のひとつとして著名な平泉の毛越寺の庭園は、発掘調査によって、現存最古とされる作庭書『前栽秘抄』(作庭記)に示された遣り水の具体的な姿を私たちに知らしめた。それは古代中国における庭園の初期的風格をもよく伝えるものとして世界的にも極めて貴重な事例といえることができる⁵⁾が、往時の伽藍は失われ、現在の風致景観は、奥州藤原氏の二代基衡が築いた平安時代後期の姿そのものではない。

あるいは、夢窓疎石が禪寺として再興した西芳寺に造営した庭園は、その美しい風致によって感動の余り仏道へ帰依する人々も少なくなかった程と伝えられるが、その後の戦乱や自然災害、復興などが度重ねられ、現代にその傑作を讃えられる庭園は、もとの確かな地割りが支えるものとしても、苔寺と呼ばれる美観の極致は創建の意図したところではない。また、足利將軍家の3代義満がその舍利殿の荘厳に心打たれて造営した北山殿も、8代義政が戦禍に失われた西芳寺の指東庵を再建するとともに北山殿にも触発されて造営した東山殿も、その情趣はいまの鹿苑寺と慈照寺の庭園が織り成す空間とは同じではない。しかし、西芳寺も鹿苑寺も慈照寺も、その傑出した庭園はいまに至る歴史性が創り上げてきたものであり、それぞれの履歴の上に成り立っているものである。同様に、それ以前、夢窓疎石が創造した多治見の永保寺や甲斐の恵林寺、鎌倉の瑞泉寺の庭園においても、私たちは時代を経て育まれてきた景勝の態様を享受している。

そうした観点から、私たちが或る庭園を歴史的な存在として「歴史的庭園」と呼ぶとき、その歴史を繕きながらも、いまの庭園であることが主題となる。

3. 生きている庭園

時代を通じて重ねられる創造の営みは一般に他の様々な文化の遺産にも窺われるものであり、刻まれた履歴が今日における遺産としての本質の一部を成していることも少なくない。

しかし、遺産としての庭園において、なお特徴的なのは、その本質が、いわば全機性、連関性、遷移性ともいうようなことに求められるべき点にある。

優れた事例としての歴史的庭園において、全機性とは、人工の行為と天然の営為の交渉と融合が一連一体のものとして構成されていることであり、連関性とは、空間を構成する諸要素の態様と動態がその全機性を実現すべく巧妙に配置されていることであり、また、遷移性とは、庭園全体がそれ自体として時々の履歴を刻みながらなお繰り返して変容し続けていることである。

それらの特徴は、相互に関係して、さながら庭園を一個の生き物のように成り立たせている原理ともいうべきものである。では、そのような全機性、連関性及び遷移性に表象される庭園としての生命は、いったいどのようなようにして発現するのであろうか。

日本における庭園の空間は、一般に、その選地を基本として、地割や石組、園池や植栽のほか、様々な構造物や建造物その他の諸要素の組合せから成る。一方、それらの諸要素は、それ自体として庭園そのものではないし、しかも、土、石、水のほか、生物や加工物など、変化の有り様や度合いが一樣ではないものからできている。それらは、ただ無作為にそこにあるだけでは、庭園とはならない。それでは、如何にして庭園は庭園たり得るのか。それを支えるのは、人々の有形・無形の営みである。

庭園は、単にそこにある複合的な造形物ではない。特に日本において、そこには、繰り返し変わりゆく季節、一日の中での光の変化、天候の具合など、いつでも天然の現象によって多様な表情を呈し、私たちはその時々の中での有り様とともに、その風致景観の豊かさを味わうことができる。あるいは、常に様々に変化する諸要素を調整する種々の手入れは、庭園を現に庭園たる状態に調整するために欠くことができない上、それ自体が庭園固有の風情を演出していることも少なくない⁶⁾。

そういった観点からすると、庭園は、その空間を構成している形あるモノとしてのみならず、天然の現象のほか、人々の観賞行為や手入れなど、庭園をめぐって時々生成されるコトを密接不可分なものとして含んでおり、多分に無形的な存在ともいえる。

時の流れとともに、そこに、全機的、連関的、遷移的なコトがあって、それが私たちに庭園の生命を感じさせるのだと考えてみる。そして、庭園は私たちの観賞等の行為を伴って実現することを踏まえ、そのことによってはじめて庭園がそこに存在するとの観点に立てば、そのように生き続けていることは、庭園の重要なメルクマールと理解することができる。そのことは、遺産としての歴史的庭園を考える上でも極めて重要な示唆を提供する。

一方で、庭園としての具体的な内容や特質の顕現は、個別の歴史的庭園において千差万別であり、その状態はそれぞれに検討されなければならない。

今日において歴史的庭園の概念は、変容しつつも地上に伝世している現存庭園に加え、遺跡庭園や発掘庭園をもその視野に入れている。特に発掘庭園は、時の流れを私たちとまったく共有

すること無く、いわば、仮死状態にあることからすると、それを如何にしてまた蘇生させ得るのかは、保護上の本質的な課題のひとつとして指摘できる。それは、庭園史の生きた証拠として保存されながらも、生きている庭園として、現代に暮らす私たちとの関係を築き直し、再び将来に向けて時の流れと文化を創造する取組でもある。

しかし、現存庭園や遺跡庭園を含め、いまは失われたり、壊れて部分的な遺構となったり、あるいは、地下に埋もれたりした諸要素について、有形物として修理したり、復元したり、整備したりすることが、即、生きている庭園を実現することに繋がるのかといえ、必ずしもそうとは限らない。それは、また、それぞれの庭園について慎重に検討されるべきことでもある。

例えば、それらのことがその庭園の過去を展示することを目的に取り組みられるならば、そこには、いまの庭園としての生命は宿らないかも知れない。なぜならば、過去の履歴から切り取ったその時の様子は、特に日本の庭園において、植物の成長や枯死、造成地形や石組の動き、周辺環境の変化などに伴って変容しているから、その場所にだけ取り残された過去が演出されることによって、いまに生きている庭園としての全機性、連関性、遷移性を損なうことになる場合もあるからである。

過去からの履歴を知り、その保存と活用を図ることは極めて重要である。しかし、過去に囚われすぎると、庭園ではなく、庭園の遺跡を将来に継いでいくことにもなりかねない。

そこで、大切なのは、歴史的庭園を生きた庭園とするため、庭園の不可欠な一部としての生きた取組を、将来への文化として認識することと考えたい。

4. 生きた保存と活用

現代の日本における歴史的庭園の保護措置は、文化財保護法による名勝への指定に代表される。その指定件数は、2018年5月現在で225件、1件の名勝指定に複数の庭園を含むことがあるのでそれを勘案すると250余りの庭園(うち、30余りの発掘庭園・遺跡庭園を含む)がその保護措置の下にある。

それらの保護措置の基本は、主として芸術上、観賞上、学術上の観点から、庭園の具体的な構成や様態に関する「調査研究」を行って内容と価値の表出及びそれらの状況を詳細に確認し、その成果に基づいて「保護のための計画」を策定し、必要に応じて「修理・整備」を実施し、そして適切な「管理・運営」を継続していくことにある⁷⁾。

それぞれの文化財の具体的な内容や特質に応じた違いはあるにしても、こうした枠組みは、庭園を含む記念物のみならず、いまや文化財の保護措置として広く普及しているものでもある。それは、経年変化や災害による素材と形態の毀損を抑制し、貴重な文化的価値を広く普及することによって、将来に永く伝えていくための取組である。

さらに今日では、広く地域に含まれる種々の遺産との関係の中でマネジメントの意義が徐々に検討され⁸⁾、実践されようとしている⁹⁾。世界遺産に象徴されるそうした取組の普及は、地域における遺産に対する様々なプロセスや相反する主張と解釈、さらには危機に瀕した地球社会の維持可能性とも密接に関連付けられている¹⁰⁾。そうした中で特に注目されているのは、多様なステークホルダーの存在と役割である。

新たに造営される庭園の場合、そのステークホルダーは、それを企図した

施主であり、その意を汲んでかたちにした庭師であり、また、そこに招かれる客達であるが、歴史的庭園では、そのいずれもが過去の社会の人々である。現代の歴史的庭園において、それは、所有者、管理者、技術者のほか、地域住民や観覧者等であり、都市公園や観光資源として経営されているものや文化財として保護措置を講じられているものにおいては、行政や種々の専門家、有識者等の役割も極めて重要となる。

加えて、昨今では観光を促進するための効果的な資源として様々な文化財の公開活用の重要性が改めて強調され、特に歴史的庭園に寄せられる期待は大きく、私的空間を起源とするその文化的価値を社会に対して積極的に提供することを求められることも少なくない。観光資源としての文化財の活用については、しばしばその保存との相克が議論の俎上に載せられるが、歴史的庭園の多くはそもそも観賞や宴遊等を目的として造営された空間で、もともと観覧に供していなかったものに文化的価値を見出されたのとは異なり、公開活用はその本質の延長上にあるといえる。そのことは、近代日本における公園史が示すところでもある¹¹⁾。一方、私たちが歴史的庭園と呼ぶものの多くは限られた人々のために造営されたもので、現代のような不特定多数の来訪者を想定して設えられたものではないことにも十分に留意する必要がある。

そうしたことを改めて検討するために着目すべきは、現在に至る庭園空間の履歴が、どのような生活誌を反映してきたのかということである。それは、様々な人々によって、それぞれの歴史的庭園がどのように楽しまれてきたのかを知り、その庭園の生きていることの何たるかを理解することでもある。

もうひとつ、歴史的庭園において、生きている庭園を楽しむために注目すべきは、手入れである。歴史的庭園の活用の基本は、そこで時を過ごすことであり、大小の結構に仕掛けられた様々な遊びを楽しむことである。それは、庭園の存在事由そのものであるとともに、作庭意図に導かれ育まれた結構に倣って営まれる弛みのない手入れによって実現される庭園の本質であり、歴史的庭園の保存の基本でもある。そしてまた、行き届いた手入れは、それ自体が庭園の楽しみともなったりする。そういった意味において、庭園の手入れは、一般に文化財の状態を保ち展覧に供するために取り組まれる所謂「維持管理」とは性質が異なるもので、庭園そのものの一部を成しており、それはむしろ、芸能や工芸技術、風俗慣習や祭りなどの無形の文化財と同様に、人々によって弛まざる営まれながら絶えず推移していく生きた本質である。

私たちは、ふつう、様々な地物から成る独特の空間構成を指して「庭園」という。しかし、ここで「庭園は何からできているのか?」と改めて問えば、それだけでは生きた本質を備えた庭園とは成らないことがわかる。そうした空間構成に、天然の現象と人々の活動が絡まり合って常に生成され続けるのが「庭園」だと理解すれば、むしろ、いつでも「庭園はどのようにできているのか?」と問うべきである。天然の現象はいわゆる敷地の内外に広く及び、しかも、そのものを制御することはできない。生きている庭園で起きているのは、それらを演出する様々な人々の種々の活動である。生きた保存と活用とは、そうした空間構成と天然の現象、人間の活動がひとつとなって、いまに生きている庭園を実現することである。

5. おわりに

歴史的庭園の生きた保存と活用には、様々なステークホルダーがそれぞれの価値観にも応じてその庭園を慈しみ楽しむ心の認識が不可欠である。しかし、価値観が複雑に多様化している現代にあって、それを確認することは容易ではない。何よりも、都市公園となっている現存庭園や、保存された発掘庭園・遺跡庭園においては、行政機関等の公的組織が公の財産として所管していることが多いため、来訪者をもてなす庭園の主人の心延えをそのままに実現するのは一般に難しい。

一方、歴史的庭園の保護は、従前、空間構成や地物遺構を保存回復する整備事業を中心に取り組まれて来たが、近年では、その庭園の具体的な沿革と現状を確認し、様々な観点からの価値認識と将来に向けた方策を示す計画の策定と実践が推進されている¹²⁾。その中では、変容し続ける社会における適切なマネジメントの観点から、様々なステークホルダーとの関わりを検討するのが今日の新たな水準ともなりつつある。

そうした計画の検討においては、様々なステークホルダーにとって、自分たちの関わりが表現されていることが重要である¹³⁾。特に歴史的庭園という文化表象の顕現を将来に継承していくという観点からは、現に庭園であることとその保存と活用とは密接不可分であること、そして、そこにはそれぞれの履歴に応じた様々なステークホルダーの存在とその営みが必要不可欠であることを改めて認識すべきである。

そのような観点から、様々なステークホルダー自らがその庭園の一部を成していることが実感できるような生きた計画の策定と実践を期待したい。

参考文献

- 1) ICOMOS (1982) The Florence Charter (Historic Gardens) [イコモス(国際記念物遺跡会議)(1982)フィレンツェ歴史的庭園憲章], <http://www.japan-icomos.org/charters/florence.pdf>
- 2) 平澤毅(2010) 古代庭園の世界, 田辺延夫・佐藤信編 古代の都2『平城京の時代』, 吉川弘文館, pp191-210.
- 3) 横井時冬(1889)『園藝考』: 1940年改版『日本庭園發達史』, 創元社, 231pp.
- 4) 平澤毅(2011) 奈良時代までの庭園—平安時代庭園検討の前提として—, 『平安時代庭園の研究—古代庭園研究Ⅱ—』(研究論集17, 奈良文化財研究所学報第86冊), pp9-39.
- 5) 奈良文化財研究所(2009)『東アジアにおける理想郷と庭園』, 163p, <http://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/6617>
- 6) 青木達司(2017) 庭園の魅力, 『盛岡の庭園—庭園の楽しみ方』, 盛岡市教育委員会, pp3-22.
- 7) 平澤毅(2006) 歴史的庭園の保存管理における視点と方策, 月刊文化財511号, pp30-33.
- 8) 奈良文化財研究所(2011)『地域における遺跡の総合的マネジメント』, 137p, <https://www.nabunken.go.jp/org/bunka/pdf/site-sympo2011.pdf>
- 9) 文化庁文化財部記念物課(2015)『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』, 214p, http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hokoku/pdf/management_hokokusho.pdf
- 10) 日本イコモス国内委員会 [JAPAN ICOMOS National Committee] (2014) NARA+20: on Heritage Practices, Cultural Values, and the Concept of Authenticity http://www.japan-icomos.org/pdf/nara20_final_eng.pdf
- 11) 平澤毅(2014) 公園に生きる歴史文化資産: 公園緑地75(2), pp5-9.
- 12) 平澤毅(2012) 記念物の保存管理計画—特に名勝について—, 『文化財論叢Ⅳ』(奈良文化財研究所創立60周年記念論文集, 奈良文化財研究所学報第92冊), pp1257-1292.
- 13) 奈良文化財研究所(2014)『計画の意義と方法—計画は何のために策定し、どのように実施するのか?—』, 192p, <http://reporary.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/2858>

「記念物 100 年」事業について

文化庁文化財第二課
令和元年 5 月

「記念物」(史跡名勝天然記念物)保護の取組が始まってから、2019 年で 100 年を迎える(史跡名勝天然記念物保存法成立施行(1919 年 6 月 1 日)から 100 年)。文化庁では、この節目に当たって、『発掘された日本列島展』において特集展示する(2019 年度のみ)。また、広く国民に「記念物」について改めて周知し、その保護の重要性について理解してもらうため、3 年(2019 ~2021 年度)にわたって「記念物 100 年」事業を実施予定。これまで 100 年間、どのような形で保護が図られてきたかを振り返りながら、多様性豊かな「記念物」のこれからの 100 年に向けた保護の取組の形を創造していく。

東京都江戸東京博物館における『発掘された日本列島展』のオープニングの日にあたる 6 月 1 日には、3 年に亘る「記念物 100 年」事業のキックオフイベントを以下のとおり実施予定。

【「記念物 100 年事業」キックオフイベント】

日 時：6 月 1 日(土) 10:30~11:30

場 所：東京都江戸東京博物館 5 階常設展示室 中村座前

出演者：佐藤信(東京大学名誉教授・人間文化研究機構理事・博士(文学))

葦木ヒロカ(シンガー・アーティスト、長和町黒曜石のふるさと親善大使・茅野市縄文ふるさと大使)

宮田亮平(文化庁長官・金工作家)

※3 名による対談が中心。対談の前後に、史跡などをフィールドとして活動を続ける葦木ヒロカさんに歌を披露していただく。

【その他関連イベント等について】

- * 記念物 100 年特設ホームページ (<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/1417023.html>) を新設。地方公共団体が実施する「記念物 100 年参加事業」を特設ホームページで発信するなど、3 年に亘って実施する様々な関連イベント情報等を順次掲載していく。
- * その他民間事業者等との連携事業など参加型のイベント等も幅広く実施していく予定。



「記念物 100 年」ロゴ



史跡・名勝・天然記念物ロゴ